重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、事業所の概要や 提供されるサービスの内容等、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

1. 法人(事業者)の概要

名 称	staRebirth 株式会社			
所在地	福岡県福岡市東区雁の巣1丁目39番21号			
代表者氏名	代表取締役 古嶋航太			

2. 事業所の概要

事業所名称	エルデ福岡		
长台丰栗文玉	(重度訪問介護) 4 0 1 0 2 0 2 5 2 3		
指定事業所番	(居宅介護)		
号	(指定年月日) 令和6年12月1日		
事業所所在地	福岡県福岡市東区八田3丁目4番3号 ハイツ藤207		
電話番号	092-405-0428		
事業所の通常の	福岡県(北九州市・久留米市・大牟田市・柳川市を除く)		
事業の実施地域	個岡宗(北九川中・八田本中・八年田中・柳川中を除く)		

3. 事業の目的及び運営の方針

	利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができ
	るよう、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、
事業の目的	事業者としての適正な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を
	尊重し、利用者の立場に立った適切なホームヘルプサービスの提供するこ
	とを目的とする。
運営の方針	利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日
	常生活を営むことができるように配慮して、身体介護その他の生活全般に
	わたる援助を行うものとする。また、常に利用者の立場に立ったサービス
	の提供に努め、関連多職種との連携の強化を図る。

4. 事業所窓口の営業日及び営業時間

営	業	П	月曜日から金曜日まで(土日祝日、12/29~1/3 を除く)
営	業時	間	午前9時から午後6時

5. 事業所の職員体制

職員の職種及び職務内容	員数
管理者	常勤 1名
(従業者及び業務の一元的管理及び指揮命令)	(常勤職員、サービス提供責任者兼務)
サービス提供責任者 (サービスの利用の申込みに係る調整、職員等に 対する技術指導、居宅介護等計画の作成等)	常勤 1名 以上 (うち1名常勤職員、管理者兼務)
介護職員 (居宅介護等計画に基づいた指定障がい福祉サー ビスの提供)	常勤換算 2.5名以上 (サービス提供責任者を含む)

6. 提供するサービスの内容

サービスの対象者

身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児・難病患者等

7. 提供するサービスの内容

7. 提供するサービスの内容				
(1) 居宅介護計画等の作成				
(2) 居宅介護に関する内容				
	ア 食事の介護			
① 自体人業に関土で由宏	イ 排泄の介護			
① 身体介護に関する内容利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活	ウ 衣類着脱の介護			
	エ 入浴の介護			
を含むのに必要な機能を高めるための分別や専门 的な援助を行います。	オ 身体の清拭、洗髪			
山がな1友切で1」います。	カ 通院等介助(身体介護を伴うもの)			
	キ その他必要な身体の介護			
	ア調理			
	イ 衣類の洗濯、補修			
② 家事援助に関する内容	ウ 住居等の掃除、整理整頓			
家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援	エ 生活必需品の買い物			
助を行います。	オ 関係機関との連絡			
	カ その他必要な家事			
	キ 通院等介助(身体介護を伴わないもの)			
	入浴、排せつ、及び食事等の介護、調理、			
	洗濯及び掃除等の家事、外出時における移			
(3) 重度訪問介護に関する内容	動中の介護			
	並びに生活等に関する相談及び助言その他			
	の生活全般にわたる援助。			

(4) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(1)から(3)に附帯するその他必要な介護、家事、相談、助言。

※直接利用者の援助に該当しない、主として家族の利便に供する行為又は家族が行うことが適当である と判断される行為や、日常生活の援助に該当しない、または日常的に行われる家事の範囲を超える行為 につきましては、サービス提供をお断りする場合があります。

※次に掲げる行為は訪問介護員としての禁止行為とされております。

- ① 医療行為(認定特定行為業務従業者等による喀痰吸引及び経管栄養を除く)
- ② 利用者もしくはご家族等の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり
- ③ 利用者もしくはその家族等からの金銭又は物品、飲食の授受
- ④ 利用者の家族等に対するサービスの提供
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命又は身体を保護するため 緊急やむを得ない場合を除く)
- (7) その他利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動及びその他迷惑行為

8. 利用料金

(1) 提供するサービスの料金とその利用者負担額について

提供するサービスについて、厚生労働省の告示の単価(別表)による利用料が発生します。利用者負担は、原則利用料の1割となっていますが、所得に応じて市町村が定めた利用者負担上限額を上限としています。ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。なお、障がい福祉サービス受給者証による介護給付費の支給決定内容における支給量等を超えてサービスを利用する場合等につきましては、別途契約に基づきます。

(2) キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます(家事援助サービス含む)。ただし、利用者ご自身の体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料	
利用予定日の前日	なし	
利用予定日の当日	一律¥1,000(税別)	

(注) 利用予定日の前々日までのキャンセルの場合は、キャンセル料は不要です。

(2) 交通費

利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。

(3) 支払方法

上述の料金・費用は1ヶ月ごとに計算し、毎月請求書を発行いたしますので、以下のいずれかの方法

でお支払い下さい。また、お支払いの確認ができましたら領収書を発行いたしますので必ず保管されま すようお願いします。

①金融機関口座からの自動引き落とし

口座振替依頼書をご記入・ご提出ください。手続きの完了後、毎月27日に前月分の利用料が、ご指定の口座から引き落とされます。(依頼書のご提出から手続きの完了まで1~2ヶ月かかります)

②指定口座への振り込み

振込口座及び支払期限につきましては、請求書に記載いたします。

※口座振替や銀行振込が難しい場合の現金でのお支払いにつきましてはご相談ください。

9. サービスの提供にあたっての留意事項

(1) 市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

(2) 居宅介護計画等の作成・変更等

確認した支給決定内容に沿って、利用者及び家族の意向に配慮しながら居宅介護等計画を作成し、サービスの提供は居宅介護等計画にもとづいて行ないます。実施に関する指示や命令はすべて事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者等の訪問時の状況や意向に充分な配慮を行ないます。

また、サービス利用の変更・追加は、ヘルパーの稼働状況により利用者が希望する時間にサービスの 提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示するほか、他事業所を 紹介するなど必要な調整をいたします。

10. 事故発生時の対応方法について

サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の家族、利用者に係る指定特定相談支援事業者及び市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は以下の損害賠償保険に加入しております。

引受保険会社	三井住友海上火災保険株式会社			
保険名	福祉事業者総合賠償責任保険			
補償の概要 業務遂行上の事故や財物損壊等に対する補償				

11. 第三者による評価の実施状況等

第三者による評価	あり	実施日	
		評価機関名称	

		結果の開示	1あり	2なし
\bigcirc	なし			

12. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者は当事業所の管理者です。
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 従業者に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (4) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等) による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村障害者虐待防止センターに通報します。

13. 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合等においては、人命を最優先にするとともに、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じ、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。 緊急時は24時間対応いたします。事業所概要に表記の番号にご連絡ください。(管理者またはサービス提供責任者に転送されます。)

14. サービス提供に関する相談、苦情について

サービス提供に関する苦情や相談にかかる、相談窓口は以下の通りです。

【当事業所の苦情相談の窓口】	苦情受付担当責任者	田中雄二
	苦情解決責任者	古嶋航太
【当事業所の虐待相談の窓口】	虐待対応責任者	田中雄二
	虐待解決責任者	古嶋航太

【エルデ福岡(事業所指	名称	福岡市障がい在宅福祉課
定権者の窓口】	電話番号	092-711-4985

【利用者の居住地がある市町村	名称	福岡市障がい在宅福祉課
(支給決定自治体)の窓口】	電話番号	092-711-4985

【公的団体の窓口】	名称	福岡県運営適正化委員会
	電話番号	092-915-3511

事業者はサービスの開始にあたり、利用者に対して重要事項の説明を行いました。

重要事項認	説明書の説	明年月日		令和	年	月	日			
事業者	staRebirt	h 株式会社	代表取締	没 古	嶋航太					印
事業所名	エルデ福	岡								
管理者	田中雄二									
説明者氏名										印
(利用者) 私は、事業者か Eは以下の通りで		頁説明書の内]容の説明	を受け、	同意し	しました	こ。また	、利用	者の緊急	持の連絡
住所										
氏名										印
(代理人・家族・ 私は、利用者本 住所			を行いまし	した。						
氏名						印	続柄	i :		
(緊急連絡先) 主	治医									
医療機関(担	当)									
電話番号										
(緊急連絡先)ご	家族等									
氏名							続柄	:		
電話番号										